

宇都宮市 悠久の丘PFI事業に関する事後評価報告書

宇都宮市が「民間資金等の活用による公共施設等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）」に基づき、平成19年7月のPFI事業契約締結から令和11年3月31日までの期間で行っている「宇都宮市悠久の丘PFI事業」について、「PFI事業における事後評価等マニュアル（令和3年4月、内閣府民間資金等活用事業推進室）」に基づき事後評価を実施しましたので、その結果を公表いたします。

令和8年2月25日
宇都宮市市民まちづくり部生活安心課

1 悠久の丘に関する事後評価 (1) 事業概要

施設名称 (事業名称)	施設名：宇都宮市悠久の丘 事業名：（仮称）宇都宮市新斎場整備・運営事業
業務概要	<p>宇都宮市では、築30年以上を経過した旧斎場の施設老朽化や高齢社会の進行による火葬需要増加を踏まえ、平成13年3月「宇都宮市斎場再整備基本計画」の策定により、斎場移転新築を方針決定した。</p> <p>また、事業手法については、平成16年「新斎場建設に係るPFI導入可能性調査」を行った結果、財政支出の平準化、事業費の削減及び市民サービスの向上が見込めることから、新斎場の整備及び運営・維持管理にPFI手法を採用した。</p> <p>事業期間開始後は、斎場の設置者及び経営主体として、契約に定めたサービス水準を監視するため、PFI事業者へのモニタリングや必要な指導・支援を実施したうえで総括的事業評価を行い、業務が要求水準を満たさない場合は、業務改善勧告やペナルティポイントの付与により、市民サービスの低下抑制と改善を図っている。</p>
施設概要	火葬棟，式場棟，駐車場，構内道路，調整池等及び緩衝緑地
事業者の業務範囲	施設の設計，整備，維持管理・運営
事業期間	整備期間：平成19年7月～平成21年2月（1年8ヶ月） 維持管理・運営期間：平成21年3月～令和11年3月（20年0ヶ月） 事業期間計：21年8ヶ月
事業手法	PFI（BTO方式※）と指定管理者制度の併用 ※ BTO（Build Transfer Operate）方式 民間が資金調達により施設の設計施工を行う。施設の完成後，所有権を公共に移転し，民間が施設運営を行う。
選定方式	公募型プロポーザル方式

1 悠久の丘に関する事後評価 (1) 事業概要

事業主体

浅沼組グループ

《構成員》代表企業：株式会社浅沼組（建設・土木工事担当）

構成企業：小田急建設株式会社（現株式会社フジタ）（建設・土木工事担当）

ダイダン株式会社（電気・設備工事担当）

株式会社日総建（設計担当）

有限会社睦和建築設計事務所（工事監理担当）

株式会社宮本工業所（火葬炉設計工事・施工・修繕担当）

株式会社五輪（火葬炉管理担当，火葬運営担当）

株式会社合人社計画研究所（建物・設備の維持管理・修繕担当，式場運営担当）

契約金額

契約時 : 15,216,395,795円 (税込)

事後評価時 : 14,448,327,514円 (税込)

【サービス対価について】

- ・ サービス対価1 : 施設の設計及び施工等に要した費用について，斎場施設の引渡しから運営及び維持管理の終了まで，年4回に分けて支払（元利均等払い）
- ・ サービス対価2 : 施設の運営及び維持管理に係る費用について，事業評価に基づき，年4回支払

【サービス対価の改定方法】

(1) 金利水準の変動に伴うサービス対価1の改定

本件施設の引渡し時点並びに平成31年1月請求分の支払終了時点において，事業契約書に示す金利の算定方法及び金利基準日に基づき，市場の金利水準の変動に応じたサービス対価1の改定を行う。

(2) 火葬件数の変動に伴うサービス対価2の改定

各事業年度のサービス対価2のうち変動費相当額について，火葬件数に従い段階的に想定された変動費相当額の提案金額を上限として，前年度までの火葬件数の実績を踏まえた当該事業年度の年間火葬件数の見込みに基づき改定を行う。

1 悠久の丘に関する事後評価 (1) 事業概要

契約金額

想定年度（事業契約時）	年間火葬件数	変動費相当額の算定金額
平成20年～平成25年	4,759件～5,622件	81,235,600
平成26年～平成32年	5,785件～6,669件	97,744,000
平成33年～平成41年	6,815件～7,635件	110,140,000

(3) 物価変動に伴うサービス対価2の改定

各事業年度のサービス対価2について、指標（日本銀行が公表する「企業向けサービス価格指数（建物サービス）」を基本とし、詳細は甲及び乙の協議により定める。）の変動率を乗じることにより改定を行う。

VFM

特定事業選定時：約**9.2%**

事業者選定時：約**24.6%**

収入の帰属

管理者に帰属するもの：使用料及び一般廃棄物処理手数料
 事業者に帰属するもの：売店業務に係る売上金

利用者満足度

利用者満足度アンケートにおける「満足+ほぼ満足」の割合 (%)

H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
60.7	90.3	90.4	78.0	97.2	96.3	95.0	96.8	97.9	99.3	99.5	99.1	98.1

モニタリング

実施段階	モニタリング結果	結果措置の概要
整備段階	改善勧告 【無】 減額実績 【無】	要求水準の未達成による業務改善勧告・サービス対価の減額等は実施されなかった。
維持管理・運営段階	改善勧告 【有】 減額実績 【無】	ペナルティポイントの付与を伴う「改善勧告」が2件、ペナルティポイントの付与を要しない「指導」が2件発生しているが、サービス対価の減額等は実施されなかった。

1 悠久の丘に関する事後評価 (1) 事業概要

事業期間満了時の対応

【事業契約書の規定】

- ・ 契約期間の満了時において、「本件施設」が「要求水準書」に規定された状態を満足するようにしたうえで、「運営・維持管理業務」を甲又は甲の指示する者に引き継がなければならない。
- ・ 契約期間満了時にあたり、「本件施設」が「要求水準書」に規定された契約期間終了時の状態を満足していることについて、あらかじめ甲と協議のうえ日程を定め、甲の確認を受けなければならない。

【要求水準書の規定】

- ・ 事業期間終了時の建物（建築、機械設備、電気設備及び昇降機設備）及び火葬炉設備は、2年以内の大規模修繕（「建築物修繕措置判定手法」（建設大臣官房庁営繕部監修）の大規模修繕に関する記述に準ずるものとする。）または更新を要しない水準で保全されていること。

1 悠久の丘に関する事後評価 (1) 事業概要

【火葬件数】

- ・平成21年度からおおむね4,000件～6,000件台で推移しており，令和4年度において6,625件となり，最多となった。
- ・すべての年度において，要求水準書で示した推計を下回っており，当該施設が有している火葬処理能力の上限を超えることなく対応できている。

【待合室】

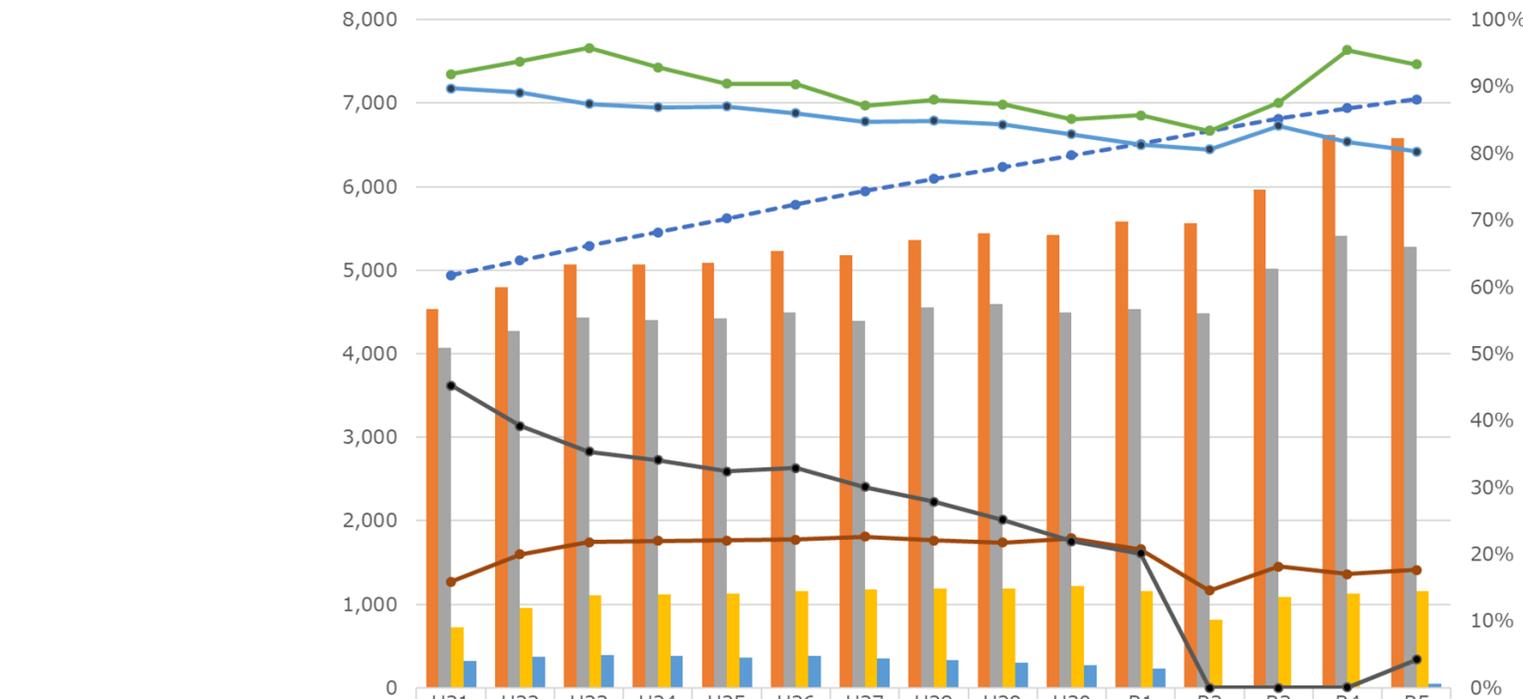
- ・おおむね4,000件～5,000件台で推移しており，火葬件数の8割以上の利用率となっている。

【式場】

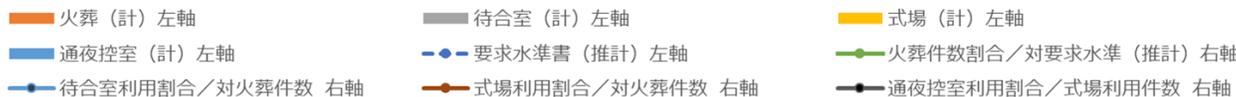
- ・平成23年度に1,000件を上回って以降おおむね横ばいで推移していたが，コロナ禍の令和2年度に1,000件台を下回った。その後は再び同水準に回復している。

【通夜控室】

- ・通夜式と告別式の両方を行う利用者のうち，通夜泊まりをする人が使用する施設である。
- ・式場利用件数に対する利用率は，平成21年の45.2%（326件）から年々減少しており，コロナ禍前の令和元年には20.1%（233件）となっていた。コロナ禍においてはほぼ利用がなかったが，令和5年度は4.2%（49件）と若干回復した。



火葬 (計) 左軸	4,538	4,794	5,068	5,067	5,084	5,226	5,183	5,362	5,446	5,426	5,583	5,561	5,967	6,625	6,578
待合室 (計) 左軸	4,073	4,271	4,429	4,402	4,425	4,496	4,393	4,550	4,590	4,495	4,537	4,481	5,018	5,413	5,282
式場 (計) 左軸	721	959	1,106	1,115	1,123	1,159	1,174	1,184	1,185	1,214	1,157	811	1,083	1,129	1,161
通夜控室 (計) 左軸	326	376	391	380	364	381	353	330	298	266	233	0	0	1	49
要求水準書 (推計) 左軸	4,941	5,115	5,291	5,455	5,622	5,785	5,949	6,093	6,237	6,374	6,513	6,669	6,815	6,942	7,048
火葬件数割合/対要求水準 (推計) 右軸	91.8%	93.7%	95.8%	92.9%	90.4%	90.3%	87.1%	88.0%	87.3%	85.1%	85.7%	83.4%	87.6%	95.4%	93.3%
待合室利用割合/対火葬件数 右軸	89.8%	89.1%	87.4%	86.9%	87.0%	86.0%	84.8%	84.9%	84.3%	82.8%	81.3%	80.6%	84.1%	81.7%	80.3%
式場利用割合/対火葬件数 右軸	15.9%	20.0%	21.8%	22.0%	22.1%	22.2%	22.7%	22.1%	21.8%	22.4%	20.7%	14.6%	18.1%	17.0%	17.6%
通夜控室利用割合/式場利用件数 右軸	45.2%	39.2%	35.4%	34.1%	32.4%	32.9%	30.1%	27.9%	25.1%	21.9%	20.1%	0.0%	0.0%	0.1%	4.2%



1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

【悠久の丘へのPFI事業導入の経緯】

宇都宮市におけるPFI事業導入の経緯

・平成15年に「PFI導入基本方針」を制定し、本市のPFI導入の目的・PFI導入の基本的な考え方を定めたうえで、導入事業の選定に当たっては、全庁的視点から、適正要件※を全て満たす、PFIに適した事業について、効果等を検討した上で、選択的にPFIを導入することとした。

【PFI導入の目的】

- ① 公共サービス水準の向上
- ② 総事業コストの縮減
- ③ 公共サービスの提供における市と民間の関わり方の改革
- ④ 民間の事業機会の創出

※ 適正要件：性能発注可能，設計・建設・維持管理・運営の一括委託可能，事業規模10億円以上，事業期間10～20年程度，等

→ 新斎場整備事業は本市のPFI導入基本方針に沿ってその可能性を検討した結果、適正要件を全て満たしており、導入可能性調査等を実施し検討を重ねた結果、**PFI手法が適している事業として、導入を決定した**もの

【事後評価の目的】

- ・「PFI事業における事後評価等マニュアル」（R3.4内閣府）によると、事後評価の目的等は以下のとおり
- ・ PFI 手法の導入により、財政負担の軽減やサービスの向上等、当初の事業目的が達成されたか評価すること
- ・ PFI 事業における課題や反省点を明らかにし、次期事業手法の選定や今後の施設運営等の改善のための検討材料とすること
- ・ 類似事業を新たに実施しようとする他の管理者等のための参考情報とすること

※ 事後評価結果は次期事業手法の決定のための重要な検討材料となることから、次期事業手法の検討期間を十分に確保するため、期間満了4年程前からの着手を推奨するとともに、原則、公表すること。

1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

【事業効果】

ア 財政負担の軽減

(ア) VFMの評価

VFM：支払い(Money)に対して最も価値の高いサービス(Value)を供給するという考え方。従来の方式と比べてPFIの方が総事業費をどれだけ削減できるかを示す割合

○当初のVFM

単位：千円

評価日	備考	市が直接実施	PFI事業として実施	VFM (②÷①)
平成19年5月21日	仮契約の締結時	①13,930,234	②10,504,619	△24.6%

-
- 仮契約締結時において約24.6%のVFMがあると評価されている。
 - 事業期間中、使用料等の増減や市の追加支出等があったものの、事業開始当初に期待されたVFMを損なうものではなく、PFI手法の導入によって期待されたVFMが発生し、財政負担の軽減効果があったと評価できる。

○VFMの再整理【参考】

単位：千円

評価日	備考	市が直接実施	PFI事業として実施	VFM
平成19年5月21日	仮契約の締結時	③14,792,824※	④11,367,170※	△23.2% (④÷③)
令和7年3月31日	R5年度までの実績反映	③14,792,824※	⑤10,674,434※	△27.8% (⑤÷③)

※ ③, ④はそれぞれ①, ②より歳入(使用料)を除いた額。

当初のVFM評価時に、使用料収入は事業手法の影響を受けないとの想定により、①②の歳入額を同額としVFMを算出したが、再計算時において、当初歳入見込額と実績額に大きな乖離があり、事業手法の影響を受けない想定である使用料がVFMの値に大きな影響を与えてしまうため、市が直接実施(③)とPFI事業として実施(④⑤)の双方においてVFM算出の範囲から除外している。

1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

(1) 財政負担の平準化効果

PFI手法の採用による民間資金の活用により、通常は完工後一括払いとなる設計・建設業務の対価が事業期間を通じての分割払いとなるほか、運営・維持管理業務の対価についても修繕費等を平準化することができた。

→ 長期にわたり、単年度あたりの市の財政負担が軽減され、行政実務効率化の観点からも、財政上の効果があった。

イ 設計から運営までの一括契約効果

・設計から運営までの一括発注・性能発注としたことで、設計の段階から維持管理や運営の観点から考慮され、また、設計・施工・運営において民間企業のノウハウや技術力が発揮されたため、事業者の裁量による提案を取り入れた施設の安全性維持や長寿命化、質の高いサービスの提供が実現された。

・一括発注としたことにより、各業務の事業者選定・契約手続きや、各業務間で発生する連絡・調整等の事務手続き全般が本事業の事業契約に集約され、事業管理の円滑化の効果があった。

【維持管理・運営における特記事項】

・長期一括契約の効果が業務全体に発揮され、長期的な業務への習熟やノウハウの蓄積を経た、高い水準での業務を継続的に実施できた。

・運営業務の長期かつ包括的委託により、市職員による施設への管理監督業務の負担が軽減された。

・施設の備品・消耗品や修繕について、事業者の裁量に基づく長期的な管理が可能となったことにより、市職員による事務負担が軽減された。

1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

ウ リスク分担の適切性

項目	評価
需要 リスク	サービス対価の変動費相当額（次年度の火葬件数見込みに応じ、段階的に対価を変動させる）の改定について、下記の問題が生じた。 <ul style="list-style-type: none"> ・市と事業者の火葬件数見込みが一致せず、事業者との協議に時間を要した。 ・火葬件数見込みと実績が著しく乖離した場合、契約上はサービス対価の変更請求が可能だが、具体的な変更方法の規定がなかった。
経費変動 リスク	光熱水費について、基本料金以外の実費分を市の負担としたが、基本料金について事業期間中の変動があったことや、請求時の事務処理が煩雑であることから、基本料金も含めて全額を市の負担としたほうが明解かつ事務負担が軽減されると考えられる。
修繕 リスク	駐車場の地盤沈下について、修繕後に継続的な沈下が発生した場合に事業者が費用負担を求めない旨の確認書が取り交わされた。地盤沈下については発生範囲や費用負担等の予測が困難であるため、リスクを市が負担し、事業者に過度のリスクが残ることを防止している。
金利変動 リスク	サービス対価1の割賦手数料の金利は10年ごとの変動とし、事業期間中に2回設定された基準日における指標により改定している。長期の事業であるため、金利変動の可能性を見込んだ改定手続きは、リスク管理上望ましい方式と考えられる。
物価変動 リスク	設計・建設業務と運営・維持管理業務それぞれの対価について、物価変動に応じて対価を変更する手続きが規定されている。改定のタイミングや基準となる変動割合は一般的な内容であり、適切であったと考えられるが、設計・建設業務の対価の変動を確認するための指標は指定されていなかった。
法令変更 リスク	事業期間中のインボイス制度開始により、適格請求書の取扱いに関する整理が必要となったが、法令に基づいて対応され、問題は見受けられなかった。
不可抗力 リスク	<ul style="list-style-type: none"> ・PFI事業の一般的な条項として、不可抗力発生時に対価の1%を上限として事業者が負担する旨の規定を置いているが、事業契約書に直接具体的な取扱いが規定されていない部分があった。 ・事業者負担額を「サービス対価2の総額の1%」と定めているが、予算額なのか実支出額なのか、明確な規定がなかった。 ・同一事業年度に異なる不可抗力に起因して2回以上の事故が発生した場合、事業者が負担する費用の限度が各回につき1%か、各年度につき1%か、明確な規定がなかった。

1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

エ 指定管理者制度の併用効果

PFI事業期間と指定管理期間を一致させ、PFI事業者を指定管理者として指定
 → **事業者による施設の使用許可等が可能**となり、施設運営の効率化やサービス向上の観点から有効であった。

【事業効果等を踏まえた事業手法等の妥当性の検証】

○ 定量評価（財政負担の軽減）

- ・ PFI手法導入によって期待されたVFMが発生し、**財政負担の軽減効果**があったと評価
 - ・ PFI手法導入によって対価支払の平準化が図られ、**単年度における財政負担の軽減効果**があったと評価
- ⇒ 当初の導入目的である「総事業コストの縮減」を達成したと評価

○ 定性評価（創意工夫の発揮によるサービス水準の向上）

- ・ 事業者の創意工夫によって**サービス水準の維持・向上**が図られたと評価
 - ・ 要求水準で求める**サービスが安定的に提供**されたと評価
 - ・ 従来手法とは異なる**長期一括契約による効果が業務全体を通じて発揮**されたものと評価
 - ・ 市職員の**施設管理監督業務及び事務負担が大きく軽減**されたと評価
- ⇒ 当初の導入目的である「公共サービス水準の向上」、「公共サービスの提供における市と民間の関わり方の改革」、「民間の事業機会の創出」を達成したと評価



本事業はPFI手法を活用し、当初の事業目的である「公共サービス水準の向上」「総事業コストの縮減」「公共サービスの提供における市と民間の関わり方の改革」「民間の事業機会の創出」を達成したと評価

→ **本事業へのPFI手法の導入は妥当であったと評価できる。**

1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

【次期事業について】

ア 施設改修の必要性

- 前提
 - ・ 斎場施設の維持管理・運営は市が提供する行政サービスとして必須のものであり、今後も継続していく必要がある。
 - ・ 2年以内の修繕・更新を要する箇所については、現事業期間内に現事業者が修繕・更新予定である。
 - ・ 火葬炉については令和9・10年度に現事業者がオーバーホールを実施予定である。
- 施設改修の必要性
 - ・ 次期事業においては、長期修繕計画に基づく空調更新、LED照明導入等の改修・修繕が見込まれている。
 - ・ 施設の運営を継続しながら施工する必要があるため、設計期間1年の後、一部休場を要する工期として、火葬棟で4年、式場棟で1年を要することや、火葬炉の更新による運用効率の向上・メンテナンスコストの節減等が期待できること等を踏まえ、改修に適した事業方式・期間等を検討する必要がある。

イ 事業手法

- ・ 次期事業で実施すべき業務の範囲や費用負担の考え方を踏まえて検討する必要がある。
- ・ 業務範囲については、現事業と同様の定常的業務として「施設・火葬炉の維持管理業務」及び「式場・火葬炉の運営業務」の実施が想定される。
- ・ 施設等の修繕については、緊急性の高い修繕は現事業の期間内に実施されることから、次期事業においては中長期的な修繕計画を踏まえた「大規模修繕業務」を含むか、または市が別途修繕業務を発注することが考えられる。
- ・ 大規模修繕業務に要する期間や費用の規模が大きい等、市による監理や一括での費用負担が困難な場合はPFI（RO）方式によって長期一括の業務とすることが想定されるほか、民間資金の活用が不要な場合はDBO方式、必要な修繕が少ない場合は市が修繕業務を個別に発注する等の方式も想定される。

1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

【次期事業について】

事業手法検討のイメージ

事業方式	方式の概要	メリット	デメリット
PFI (RO) 方式 ※指定管理者制度併用	<ul style="list-style-type: none"> 次期事業の業務範囲に、維持管理・運営業務と大規模修繕業務を含めて発注する方式。 大規模修繕業務の費用を含めて事業期間の延べ払いとなる。 	<ul style="list-style-type: none"> 定常的な維持管理業務に加え、大規模修繕業務についても民間事業者のノウハウを活用できる。 単年度の支出を平準化できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期契約となることから、次期事業期間に発生する中長期的な修繕費用を正確に見積もることが難しい。 民間資金の活用に伴う金利負担が発生する。
DBO方式 ※指定管理者制度併用	<ul style="list-style-type: none"> 次期事業の業務範囲に、維持管理・運営業務と大規模修繕業務を含めて発注する方式。 大規模修繕業務の費用は完工後一括払いとし、維持管理・運営業務の費用は各年度に支払う。 	<ul style="list-style-type: none"> 定常的な維持管理業務に加えて、大規模修繕業務についても民間事業者のノウハウを活用できる。 	<ul style="list-style-type: none"> 長期契約となることから、次期事業期間に発生する中長期的な修繕費用を正確に見積もることが難しい。 大規模修繕業務の完工年度において相対的に大きな財政支出が発生する。
指定管理者制度+大規模修繕業務は市が別途発注	<ul style="list-style-type: none"> 次期事業の業務範囲は指定管理者による維持管理・運営業務のみとし、大規模修繕業務については市が別契約で発注し、完工後一括で支払う方式。 一定の金額を超える修繕は市が実施する、事業者と市とで業務範囲を分ける等の分担ルールを定める必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> 短期間の業務となる場合、事業者が負担する事業費変動リスクが小さい。 	<ul style="list-style-type: none"> 民間事業者のノウハウを活用する範囲が小さい。 修繕費用の予算化や各業務の監理、並行する指定管理と修繕業務間の調整等の事務的コストが発生する。 大規模修繕業務の完工年度において相対的に大きな財政支出が発生する。
その他の方式	民間ノウハウの発揮が困難となった場合や、市政策の方針転換があった場合など、中長期の委託や一括の発注になじまなくなった場合、または緊急の業務発注が必要となった場合には、業務委託等の組み合わせによる発注も実施可能である。		

1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

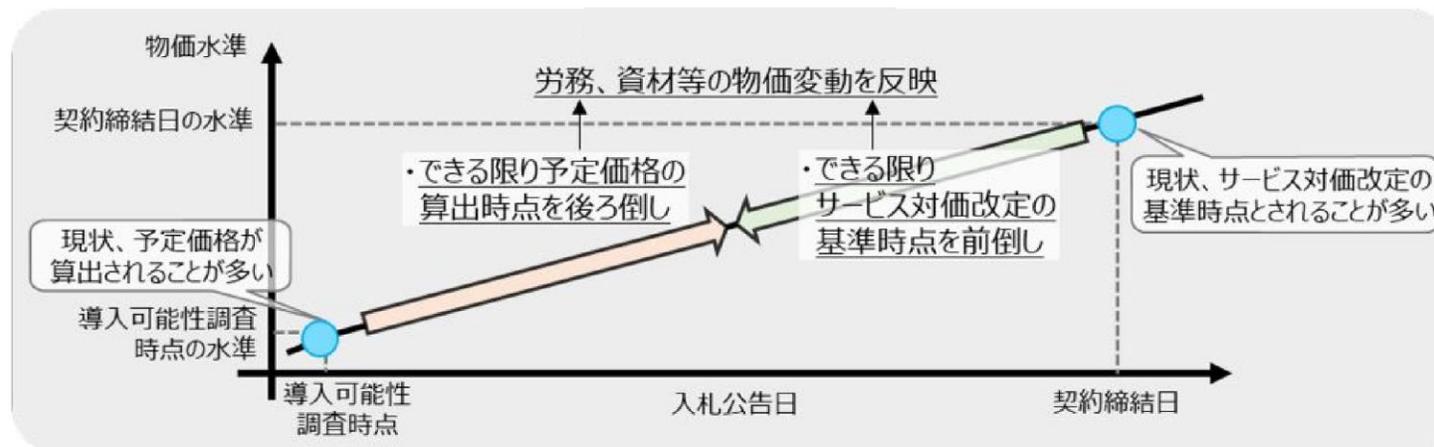
【次期事業について】

ウ 契約条件及び要求水準の改善点等

○契約条件

● 事業期間中の物価上昇への対応

- 設計・建設等業務：予定価格の算出時点とサービス対価改定の基準時点が離れる場合、両時点間の物価変動がサービス対価に反映されず、入札不調や選定事業者の過度な負担が生じる恐れがあるため、予定価格の算出時点の後ろ倒し及びサービス対価改定の基準時点の前倒しを行い、両時点を近づけることで物価変動を適切にサービス対価の改定に反映させることが可能である。



R6.7内閣府「PFI事業における民間事業者の創意工夫の最大化と適正利益が確保される環境構築の推進について（事務連絡）」

- 運営・維持管理業務：事業者の費用負担と連動しやすい改定指標の設定や、物価変動の影響を受けやすい費用について対価を分ける方法により、事業者側の負担が困難な物価変動を適切に発注者に移転できるほか、不測の事態において任意にサービス対価改定の協議を可能とする契約条件の設定等の方法が考えられる。
- 物価の上昇に反応しやすい仕組みとした場合、物価が下落する局面においてもサービス対価の減少を招きやすい仕組みとなる点や、過度に実勢価格に追従する仕組みは実費精算に近く、民間事業者の裁量を阻害する懸念がある点について、民間ノウハウを長期的に活用する仕組みづくりにおける留意が必要である。

1 悠久の丘に関する事後評価 (2) 事後評価

【次期事業について】

ウ 契約条件及び要求水準の改善点等

● リスク分担

- ・ 需要リスクにおけるサービス対価の変動費相当額の改定について、本事業の実績等を踏まえ、対価の額の設定について適切な手続きを検討する余地がある。必ずしも予測値が正確でないことを踏まえ、実績値を反映した精算手続きを設けることも有効と考えられる。
- ・ 金利変動リスクについて、金利変動は業務範囲や事業期間等の条件によって影響度が異なるため、次期事業においても適切なリスク対策方法を検討する余地がある。

○要求水準

● 次期事業への引継ぎ

- ・ 次期事業への引継ぎに関する手続きや基準を明確化する観点で整理しておくべき事項（契約期間満了時における施設の状態に関する基準の細部や引継ぎの具体的な手続きが規定されていない等）が認められた。次期事業においては、これらの事項に関する詳細規定または協議規定等を置くことが望ましいとともに、事業終了時期の実情が契約時点の予測と乖離する可能性を踏まえた要求水準の考え方について検討する余地がある。

○その他

● 残骨灰の取扱いについて

- ・ 本施設において発生する残骨灰（火葬収骨後の残焼骨、収骨できない骨粉及びそれ以外の燃焼残渣である雑灰等）について、収骨後の残骨灰は市が所有権を有している。
- ・ 市は事業者との契約において、「残骨灰は、墓地、埋葬等に関する法律の趣旨に鑑み、適切に取り扱う」とし、事業者から再委託を受けた専門の処理業者が残骨灰を搬出し、分別・無害化処理をしたうえで寺院への埋蔵・供養を行っている。
- ・ 残骨灰には有価物が含まれることがあり、有価物の売却によって処理費用を除いた収益を得られることから、遺族への配慮を前提としながら、残骨灰に含まれる有価物を売却し、収入を得る方針へ転換している自治体が徐々に増加している状況である。
- ・ 遺族感情・市民感情への配慮が必要な事項であり、慎重に取り扱うべきであることから、他市の状況なども参考にしながら、次期事業期間に向けた準備を行う中で、有価物を売却することも含め、残骨灰の処理方法について検討する余地がある。